

「令和 5 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」
に係る浄化槽法施行状況点検検討会 第 1 回
速記録

1. 日時 令和 6 年 2 月 15 日（木） 10:00 ～ 12:00
2. 場所 三菱総合研究所 4 階 大会議室 A 及び WEB 会議（Microsoft Teams）
3. 参加者

委員：

現地会場参加 小川座長、上田委員、蛭江委員、河村委員、酒谷委員、嶋田委員、田村委員、出口委員、成田委員、廣末委員、古市委員

オンライン参加 伊藤委員（堀籠委員代理）、山崎委員

事務局：

環境省 沼田室長、志太室長補佐、佐藤係長、杉浦環境専門調査員

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 三堀、小林、佐々木、岡部、中澤

4. 議題

- （１）浄化槽法施行状況点検検討会の設置について
- （２）浄化槽法施行状況について
- （３）課題の整理や対応策の方向性検討
- （４）その他

5. 配布資料

座席表

議事次第

資料 1 浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱（案）

資料 2 浄化槽法施行状況点検の進め方

資料 3-1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

資料 3-2 浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について

資料 4 総務省からの勧告内容

資料 5 対応策の方向性を検討するにあたっての論点

6. 議事概要

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中お集まりいただき、御礼申し上げます。以後座りながら話をさせていただく。今回は浄化槽法施行状況点検検討会を新たに立ち上げたが、背景としては 2 月 9 日に総務省から環境省へ浄化槽法の施行に係る勧告が出されている。内容は後ほど資料でも説明するが、今回の勧告のポイントは令和元年に改正した浄化槽法の施行状況のうち、特に特定既存単独処理浄化槽への指導状況に大きくフォーカスを当てている。特定既存単独処理浄化槽は、現状、鹿児島県に非常に頑張っているが、なかなか他の県には広がりを欠いているのが事実である。我々も様々な場を通じ

て都道府県や指定検査機関に適用の拡大に向けたお願いをしてきたところだが、今回の勧告の中で、現場のヒアリングも踏まえて具体的な論点も掲示していただいている。今回のこの検討を通じて、我々も掛け声にとどまらず、指針の内容の見直しなどの具体的なアクションに向けて議論を深めていきたいと思っている。議論の勧告のポイントでもう一つ、特定既存単独処理浄化槽のあぶり出しの前提となる維持管理情報の行政への集約について指摘をされている。特定既存単独処理浄化槽の把握や維持管理状況の把握も当然重要であり、年初以来、私は能登半島地震の対応に当たっているが、今回の震災では浄化槽も相当大的な被害に遭っており、これから復旧作業の本格化が進んでいくフェーズである。その中で、そもそも特に個人設置浄化槽の設置状況、維持管理状況を行政が把握できていないという課題が、今回の震災で改めて浮き彫りになっていると感じる。維持管理の徹底というのはこうした非常時の対応という点からも非常に重要となってくる。浄化槽台帳に情報を集約してそれに基づいてしっかり指導を行っていく、これは浄化槽法の都道府県の役割としてははっきりしている。改めてこれをしっかり機能させていくためにどういった取組が必要か、これは今後自治体や関係団体からもヒアリングをして議論を深めていきたいと思っている。スケジュールとしては後ほど説明するが、半年と少しの期間でできるだけ濃密な議論をして、先ほど申し上げた指針の改正をはじめしっかりアクションにつながるような議論をしていければと思う。委員の皆様にも忌憚のない意見をお願いしたい。

- ・ 各委員より、ご挨拶があった。

< 議事 >

(1) 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について【資料 1、2】

- ・ 事務局が資料 1、2 について説明を行った。
- ・ ただいまこの検討会の設置について、それから進め方ということで説明してもらった。今回この検討会の委員は、官、学、民というかなり幅広い分野から参画してもらっているので、それぞれの立場等を含めて議論をしてもらう。実質年度ごとには切るということだが、9 月までの 5 回にわたって最終的に取りまとめてもらう。決して長い期間を取っているわけではないが、それぞれの検討会ごとに貴重な意見等を踏まえて議論を深めていきたい。今説明してもらった資料 1、2 について、何か質問や意見はあるか。質問のある方は挙手をしてもらい、オンラインで参加している先生方についてはマイクを通じて発言してほしい。(小川座長)
- ・ 依頼してもらって、事務手続きをするときにこの検討会の設置主体がどこなのか、任命主体はどこなのかということが気になった。あくまで検討会自体は環境省ということで、これを委託していて、その委託先から我々が委嘱されているという整理でいいか。(嶋田委員)
 - 事務局としてはその認識である。環境省が開催する検討会で、この検討会の業務委託を受けて我々のほうで行っている。嶋田委員が言ったとおりである。(MRA)
- ・ それでは、次の議事に移る。3.本検討会で対象とする取組の実施状況と、4.総務省から

の勧告内容について説明してもらおう。(小川座長)

(2) 浄化槽法施行状況について【資料3、4】

- ・ 事務局が資料3、4について説明を行った。
- ・ 今回この検討会で議論する上での参考資料ということで説明してもらった。質問や意見があれば承りたいと思うが、さらにこれについてどんなことを議論するのかという論点や詳細な議論は、次の議事5の説明が終わってから時間を設けている。その旨を配慮した上で質問や意見があれば承りたい。(小川座長)
- ・ 浄化槽台帳整備の進み具合の確認や特定既存単独処理浄化槽の措置のために法定検査の結果を使う話を示されているが、この中でないものとして、11条検査で単独処理浄化槽の法定検査受検率や受検基数に係る情報が資料中にない。これを基に議論するのが一番分かりやすい話なので、あったほうがいいと思った。(酒谷委員)
- ・ 単独検査実施率というか11条検査は、確か行政調査ではあったような気がする。何かそれに対する答えはあるか。今すぐ出せなくても、次回の検討会以降あるいはメール等で送ってもらってもよい。(小川座長)
 - 数値としてはあるが、本日の資料の中にはない。(MRA)
 - あるということなので、後ほど提示してもらおう。(小川座長)
- ・ 鹿児島県に伺いたい。初年度で約200基の特定既存単独処理浄化槽があったということで、このときは旧構造と新構造の両方を含めた状態で見ているのか。鹿児島県で対象となる単独処理浄化槽のうちの200基というのは、何パーセントぐらいに相当するのか。全国に11条検査で不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は6,000基あるという話だが、鹿児島県の実績を踏まえてもう一度類推すると6,000基でいいのか、もっと増えるのか、減るのかということを伺いたい。特定既存単独処理浄化槽のうち実際に撤去されたものがあるのか。(河村委員)
 - 200基については手元に資料がないので、ここでは答えられない。(出口委員)
 - 単独処理浄化槽は何基くらいなのか。(河村委員)
 - 単独処理浄化槽の基数は、鹿児島県では大体10万基を超える数がある。ただ、鹿児島県の場合は毎年法定検査ができていない状況で、令和2年度から効率化検査というものを設置して、そこから毎年行うように枠組みを変えたところである。令和2年度も全基を法定検査したわけではないと思う。撤去の数については、資料3-1の3ページにある令和3年度の266基のうち除却したものが54基、補修で対応したものが70基ぐらいである。合併処理浄化槽へ転換した数字は出ないが、それほど多くなかったと思う。鹿児島県の場合は漏水で特定既存単独処理浄化槽に指定しているところがあるので、漏水が止まれば次の検査で特定既存単独処理浄化槽にはならないというような感じで運営をしている。その結果補修で対応というものと、除却してもらったものと、使用していなくて休止というような形で行う数値も出ている。合併処理の浄化槽に転換したものはそれほど多くなかったと思う。(出口委員)

➤ 今のルールだと全て除却、転換ではなく補修も認めている。特定化されたとしても全てが除却や転換に移るわけではなく、補修で可能であればよしとしている。そういう意図だと思う。(小川座長)

・ 今の点に関連するが、指導、勧告、助言を行った後に、言うことを聞いてくれない場合には勧告や命令の手続きとなっていくわけだが、そこまで行っているものがあるのか。もともとこの仕組みは空き家法を参考にしているものと思われるが、あちらの場合は、特定空き家に認定されてしまうと固定資産税が数倍になってしまうなど、かなり経済的なインセンティブが働くことになるので、実効性が期待できる。しかし、浄化槽法の場合、そういうインセンティブが十分に組み込まれていないのではないかと思う。下水道への接続義務がなかなか守られないということが現場の悩みとして語られてきたが、浄化槽法に基づく特定既存単独処理浄化槽についても、「高齢者であと何年生きるかわからない」、「どうせ先が短いから何十万円もかけられない」ということで、同じようなことが生じてしまうのではないか。浄化槽法の場合、経済的インセンティブがない中で、浄化槽管理者に指導まではできても、それに従ってくれない場合、それ以上の対応を行うことは難しいように感じた。実際のところどうなのか。現場実態を伺いたい。(嶋田委員)

➤ 特定既存単独処理浄化槽に指定された場合は、まず文書による指導をしている。嶋田委員が言ったように勧告や命令などをどうすればいいのかは悩ましいところである。やはり高齢者の方が多く、単独処理浄化槽を設置してから長いところでは30年や40年経っており、そういった方々が今十分に収入はあるのか、変えられるだけの財政力があるのかというところもある。一応文書で本人の意識を変えてもらうという観点で指導している。(出口委員)

・ 今勧告の話まで行ったが、その手前ぐらいで一つ伺いたい。特定既存単独処理浄化槽に判定することにハードルがあるのか、ないのか。例えば「重大な支障が生じるおそれがある」という法令文があるのでこれに沿うとして、保守点検をしていない、清掃していないものが単独処理浄化槽で40%、50%ある。これは当然おそれがあり、漏水なんて当たり前の話で重大な支障を生じるおそれがある。それを判定して、指導勧告することは当たり前の話だと思う。例えば行政として判定するときのハードルがそこにあるのか、ないのかを感触として伺いたい。例えば田川市や宮城県の行政として、何かそこにハードルが生じるのか。例えば勧告命令まで行くと告訴やいわゆる裁判沙汰なども考えなくてはいけないかもしれないが、判定は別にどうってことない、そこで指導や助言をするまではと思う。そのところはどうか。(酒谷委員)

➤ 鹿児島県の場合は、漏水イコール特定既存単独処理浄化槽ということとしている。我々はハードルを少し下げているというか当然であるということで、そういう形にしている。(出口委員)

➤ 宮城県の場合は、特定既存単独処理浄化槽の判定は県内の市町村に権限移譲している。市町村の話を見ると、特定既存単独処理浄化槽を判定する上での指針等は出ているものの実績がないというところで、なかなか対応が難しい。一方

で指定検査機関のほうは、課題認識もあり、そこは指定検査機関や県内市町村と連携していきたいところである。現在はなかなか実績がないというところで二の足を踏んでいる状況である。(伊藤委員)

- ・ 各市町村と検査機関との間で判定が行われれば、当然県としてもそれに対応するというふうに理解していいか。(小川座長)
 - そういった理解で大丈夫である。(伊藤委員)
- ・ 判定をして指導等をした場合に、結論が出る、解決するまでにどれぐらいの期間がかかっているのか。なぜかという、行政が言った後に最後まで確認しないと、あとは誰が言っても対応されなくなってしまう。最後まで言ってほしいという思いを持って尋ねている。(上田委員)
- ・ 例えば検査で確認されたらその都度最終的に判定してしまうのか、ある期間をまとめてなのかということだと思うが、どうか。(小川座長)
 - 鹿児島県の場合は、漏水があれば指定検査機関が特定既存単独処理浄化槽の措置をするという形を取っている。県のほうに出されるが、それを県のほうも特定既存単独処理浄化槽ということで認めている。上田委員が言ったどのぐらいかかるのかというところは、指定検査機関と清掃・保守点検業者と協力をしながら、一番身近なのが保守点検業者であり、そういったところと連携しながら話をする。また、行政側は文書で出している。令和3年度はそういった形で幾らか対応できたが、これからは上田委員が言ったようにそのまま放っておくといったら変だが、そういったものが増えつつあるというような話も指定検査機関から聞いている。そこは行政として悩んでいるところである。(出口委員)
- ・ 田川市としては、今の件で何かあるか。(小川座長)
 - 田川市のほうでは、具体的に検査の業務は行っていない。(廣末委員)
- ・ 要するに福岡県の場合は、県の浄化槽協会と県の間で実施していると理解していいか。(小川座長)
 - その通りである。(廣末委員)
- ・ 今の点は大変興味深い点で、他の行政分野だと「重大な支障が生じるおそれがある場合」というのは非常に判定が難しく、なかなか執行が難しい。附則11条1項は、助言または指導をすることができるという条文であり、ハードルが低いので、問題は生じないと思う。ただ、ここから先に進めるかどうか心配なところである。附則第11条第2項では「相当の期限を定めて改善がなされないと認めるとき」には勧告できるとなっているが、その「相当の期限」とはどのくらいというのがはっきりしないと勧告まで行きにくい。なおかつ、第3項で「特に必要があると認めるとき」には相当の期限を定めて、その措置に係る措置を命ずることができるとなっている。この場合も、具体的にどういう状況であれば、「特に必要があると認めるとき」に該当するのかがはっきりしないと、絶対に動かないだろうという感じがする。そうなってくると、恐らく行政指導を繰り返すということになりがちになってくる。行政指導が有効に働くかどうかは、一つには、執行体制次第である。先ほど話があったように、全国で、検査関係の部分事務処理特

例制度、地方自治法に基づいて市町村に移譲しているところも少なくないのではないかと。今はどうなっているか分からないが、私が調べた昔の状況だと、大体片手間で仕事をしていて、浄化槽について特に熱心をしているという自治体は皆無であった。今状況は変わってきているかもしれないが、それでも人員が非常に厳しい中で丁寧な行政指導は恐らくできない。結局は放置状態になってしまうのではないかと危惧する次第である。(嶋田委員)

- ・ 少し細かい部分になってきて次の議論のほうにむしろ関連すると思うので、そちらに移った時点で話したいと思う。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽のルールづくりに関して協議会や浄化槽台帳を除いて、徳島県として指定検査機関としてこういったルールづくりをしているのかが3点ほどある。皆さんが言っているとおり、浄化槽法の法定検査の結果、漏水に関してもそうだが、徳島県としてのルールづくりとして2年連続の水質負荷、BODなども考えている。浄化槽台帳の情報は設置情報や維持管理情報、先ほどから問題になっている新構造基準や旧構造基準、平面酸化、全ばっ気などを割り出すような形を取っている。もちろん今後は特定既存単独処理浄化槽になり得るものとして定期的に県への報告をして、現在は全体で約900基はこれから出てくだろうと考えている。徳島県は約20万基の浄化槽があるうちの約12万基が単独処理浄化槽であり、残りが合併処理浄化槽である。その中でこれを行うことによって、年間に全体で約900基出てくだろうと想定している。2点目として、県による対象の選定、立入検査の実施に関しては、選定基準として指定検査機関からの報告、11条検査はもちろん報告を含む。先ほどから話があるように、近隣住民からの苦情、クレーム、漏水も含めて、あとは保守点検業者、清掃業者からの維持管理の情報も浄化槽台帳システムの中から出てくる。放流先や放流水の水質規則の有無も条例等によって基準として考えている。立入検査としては、指定検査機関とともに立入検査を実施するというルールづくりをしている。特定既存単独処理浄化槽とするかどうかの確定診断をどうするかというと、そのまま放置すれば生活環境保全及び公衆衛生上重大な支障が認められるかどうかを考えている。3点目は県による特定既存単独処理浄化槽への対応で、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を取るような指導、勧告、命令に対して、除去、補修、付帯設備の交換などを考えている。先ほどからの罰則の話について、徳島県としての考え方は特定既存単独処理浄化槽への措置については強い力を行う行為となることから、浄化槽法の罰則規定と同様に慎重な判断が必要というふうに認識している。その理由においては、過去に罰則規定の適用について議論をかなりしてきた経緯が過去にあった。こうしたことから、まずは県内全ての浄化槽の設置状況を把握することが必要だということで、今後議論されていく浄化槽台帳整備を完了させることがまずもって必要であると考えている。あとで話すが、徳島において浄化槽の維持管理状況を早く把握するために、我々としてはDXの導入をいち早く行った。徳島県とともに、2月13日にキックオフイベントとしてDXの導入を行ってきた。このことにより全ての情報を得ることによって、徳島県は24市町村あるが、DXを導入したからと

いって全てが集まるわけではない。しかし、浄化槽台帳システムを行うためにいち早くどこと提携をしたかという、20 万基ある浄化槽のうち半分は我々指定検査機関で把握することができて、情報を得ることができる。残りはどうするのかという話になってくるが、残りが一番密着しているところは清掃業界であるというふうに我々は指定検査機関として考えた。キックオフイベントに関しては、県内全ての清掃業者の代表者の方に来てもらい理解してもらった。さらに、業界の人たちだけでは少し難しいので、徳島県にある 24 市町村の行政の皆様にも来てもらった。これは後ほど話をするが、協議会を通じて行っている。業界を通じて行政も含めて、さらに広報活動をすることによって面整備ができる。そのことによって、初めて罰則規定などが可能になってくると考えている。全てのことを網羅できる面整備ができて初めて、徳島に限ってだが県民の皆様の不公平感がなくなってくると考えている。既存単独処理浄化槽の設置の考え、この転換はなぜかという、徳島県は污水处理人口普及率が 21 年連続で最下位になっている。これを打破するためにどうするのだということで、污水处理対策会議で私は徳島県で委員に出してもらっているが、必ず污水处理人口普及率を上げてみせると約束をした。そのためには業界の皆様、行政の皆様、県の皆様、国の皆様全員の協力が必要であるということ訴え続けている。その中で、特定既存単独処理浄化槽の転換をどうするのだという形でルールづくりも今のようにつくった。当然今後面整備が全て終わったら初めて罰則規定が生きてくるのではないかと思うが、やはり単独から合併処理浄化槽に転換するためにどうするのだと、特定既存単独処理浄化槽はまさにそのとおりだと思っている。キックオフイベントが 2 月 13 日、我々は 3 月から DX、先ほど話があった QR コードを貼ることによって全ての情報の面整備ができるように考えている。そうなってくると初めてこの問題に行き着いてくと思う。今の徳島県の特定既存単独処理浄化槽に関するルールについては以上である。(田村委員)

- ・ 大分各論に入ってきた意見だと思う。総括的にはほかにあるか。(小川座長)
- ・ 浄化槽台帳に関して行政に聞きたい。資料 3-2 の表 2-2 に 10 数の都府県があり、県が加盟している協議会があるのは福岡県だけだが、他の都府県について県は協議会に加入していないのか。少し異常な感じがした。(河村委員)
 - ここに書いてある都府県については、県が加盟している協議会はない。例えばここに書いていない埼玉県などは県が加盟している協議会がある。(MRA)
 - 県全体でカバーできない、あるいは情報を集約できないということか。(河村委員)
 - その役割を協議会に求めているかどうかということもある。(MRA)
 - 行政は行政として協議会と連携しながら、情報を交換しながら行っていくことはできるということか。(河村委員)
 - そういうこともある。特に資料 3-2 の表 2-2 で鹿児島県に丸はついていないが、法定の協議会を令和 2 年に法定化したのが、それを行う以前からそういうものを扱う仕組みはあるから、我々は要らないというふうに答える自治体や都道府県も多い。ここで書いてある協議会は協議を行う協議会がある場合に丸をしているという認識である。(MRA)

- もしそうであれば、今後の議論の中で、この協議会とは別に都道府県が浄化槽の全体の管理や情報集約をどこで行っているか、合わせて示してもらえればリンクができと思う。(河村委員)
- ・ 法定協議会との絡みでも、次の議論に関わってくるのではないと思う。(小川座長)
- ・ 資料で違うと思うところがある。資料 3-2 の 3 ページで、富山県の地図情報が使えるかどうかは、住宅地図を使って行っているので使えるはずである。刊広社という地元の地図業者と契約をして、住宅地図を使って見られるようになっている。(上田委員)
 - 承知した。そこは修正したほうがいいということか。(小川座長)
 - そうだ。(上田委員)
 - 徳島県も加盟はしているので、また改めて情報を出すように言っておく。(田村委員)
- ・ これからの議事がメインになる部分である。課題の整理や対応策の方向性検討について、資料 5 で説明をお願いしたい。(小川座長)

(3) 課題の整理や対応策の方向性検討【資料 5】

- ・ 事務局が資料 5 について説明を行った。
- ・ 議論に移る前に、ただいま説明があった特に資料 5 について質問を承りたい。ここが分かりにくい、ここを入れたらどうかなどの意見で結構である。ないようなので、順次全体的な議論のほうに移りたい。私のほうから 1 点だけ、総務省から勧告が出たということは、最終的に検討した結果を総務省側に返さなければいけないのか。(小川座長)
 - 今回の浄化槽法の施行状況点検に限らないが、総務省の行政評価局から勧告を出した場合は、そのフォローアップの手続きがある。具体的な時期などは今後総務省と調整するが、いずれかの段階で勧告に対して環境省として何をしたか、総務省に対して返す作業が発生する。(環境省)
- ・ 承知した。総務省側に返すということを前提として、議論を深めていってほしい。その点を踏まえて次の具体的な議論のほうに入りたいと思う。議論してほしい点は資料 5 のほうに大筋はまとめられていると思うが、やはり中心となっている課題は特定既存単独処理浄化槽に対する扱いである。それにも関わってくると思うが、浄化槽台帳整備についてである。先ほどのいろいろな資料の説明を聞くと、単なる設置情報だけの台帳になっていることが多くて、例えば先ほど田村委員のほうから DX 化等を含めたような将来的な課題も定義してもらったが、デジタル化も含めていろいろな情報を入れることが本来求めている台帳である。しかし、実態は設置情報にとらわれ過ぎているような気がする。そういったことも含めてそれぞれ議論してほしい。まずは特定既存単独処理浄化槽の措置に関する指針について、資料 5 にある課題と対応策を中心に議論を進めていきたい。(小川座長)
- ・ 資料 5 の「3.現状を踏まえて想定される個別論点について」の、一つ目と二つ目の丸について意見を述べる。まず一つ目の「特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくことに関しては、判定プロセスや基準に関して環境省指針

の見直しをすべきか」という議論については、指針の見直しが必要と考えている。理由としては、教育センターのほうで特定既存単独処理浄化槽の手引きというものを、法律ではないが、令和２年３月に作成した経緯がある。ただ、大臣決定がなされた後での手引きだったので、その内容に基づいた手引きでなかなか浸透されず、当センターの啓蒙活動が低かったということもあると思うが、非常に手引きとしても作りにくい形になったという事実がある。そういった意味で、もっと分かりやすく指針の見直しを行うべきだと考えている。これは二つ目の「漏水がある場合にはそれをもって」というようなことも当然あると思うので、一つ目と二つ目を踏まえた形で見直す必要があるのではないかと考えている。（古市委員）

- ・ より具体的ないわゆる定量化、基準的なものをつくっていく必要があるだろうという意見だと思う。私も一部関わっているが、今これに関連しているような形でいろいろな検討会が既に各団体で行われている。その中でより基準の定量化をしようという動きもある。ここではそういう一つ一つの細かいことというよりは、考え方としての議論をしていきたいと思う。その旨で発言をお願いしたい。（小川座長）
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の仕組みを機能させていくためには、指定検査機関や業界団体の協力がとても大事だと思っている。ただ、先程も申し上げたが、それと同時に、市町村及び都道府県の体制がしっかりとできない限りは、結局いろいろな検査報告を受けても具体的な行政的対応は十分できないのではないかと。そこもぜひ論点として加えてほしい。また、今回の検討会で想定されている議題の範囲を超えてしまうかもしれないが、先ほども申し上げたように、特定既存単独処理浄化槽の認定の仕組みは、空家等対策特別措置法から学んだと思うが、インセンティブの面やいろいろな部分で不十分ではないかということがある。そこを議論に加えることも考えてもらえると、この仕組みの実効性が高まっていくのではないかと気がしている。漏水をもって認定するということが自体はよいと思うが、逆に補修で終わってしまうとなると、私の認識ではそもそも問題としては単独処理浄化槽ではなくて合併処理浄化槽に転換していくことが本来のあるべき姿なのに、そこでとどまってしまうような感じがする。そうならないように考えていかなければいけない。地域に管理を任せて個人ではなく地域で管理する、あるいは、田川市で行われているように、行政が公的に管理するなど、抜本的なあり方も考えていかないとこの問題は解決しにくいのだろうという感じがしている。できれば幅広く議論してもらえるとありがたい。（嶋田委員）
- ・ やはり行政との関わりが非常に重要だという意見だったと思う。（小川座長）
- ・ 参考資料にある指針を十分見ずに発言をして、間違っていたら申し訳ない。特定既存単独処理浄化槽と、次に議論がある浄化槽台帳等を何かリンクさせるような方策を提案すべきである。どちらにも相乗的に効果があるような形で、浄化槽台帳を使えなければ積極的な意味が弱まる。具体的な提案はできないが考えてほしい。（河村委員）
- ・ どうしても浄化槽台帳とのリンクは避けて通れない、どちらが先なのかといってもいいくらい非常に重要な部分だと思う。（小川座長）
 - まさに保守点検、清掃情報、特に法定検査未受検の浄化槽や法定検査を受検してい

る浄化槽の台帳整理は行いなさいという話だと思う。今の手がついていなくてなおかつ課題として取り上げられている浄化槽台帳に関して、その部分を特定既存単独処理浄化槽の判定というか近いところまで持っていくためにどういうことをしていったらいいかというのは、まさにこれからいろいろなところで仕組みをつくっていくべきものだと思う。どういったものであればいいのか、事務局のほうでも当然今後いろいろと提案させてほしいが、ぜひこういったものをつくり上げていくべきだという議論をしてもらえるといいと思う。今もってなお、そこまでできるような仕組みが国内で逆に言うて見られていないということである。特定既存単独処理浄化槽という判定を出したとしても、特に法定検査が未受検で、具体的にはどういうものだったかという、明らかに苦情があるとか措置をせざるを得なくてそういうふうになっているなど、若干特例的に判定しているようなケースしかない。そういったものは当然行うべきなのだと思うが、それを例にして仕組みなどを考えていくのはまた少し違うのかもしれない。(MRA)

- ・ 蛇足で申し訳ないが、基本的に特定既存単独処理浄化槽の話は、最終的には全体の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとか、あるいは無くそうかということの一つのステップだと思う。浄化槽台帳とのリンクなども念頭に置きながら、最終目標を想定しながらお願いしたい。(河村委員)
- ・ 目標は単独処理浄化槽をいかに減らしていくかということなので、単に特定化するだけが目的ではない。そういった面でも議論を深めていきたい。確かに未受検者が多いと結局この情報も上がってこない。本来、特定既存単独処理浄化槽として対象となるような浄化槽が、検査を受けていなかったために上がってこないというものも恐らく相当数あると思う。当然下水道エリアにもまだ現実的に単独処理浄化槽が残存している。そういったことも含めると、より精度の高い台帳整備が求められると思う。(小川座長)
- ・ 本日は参加してもらっている人数が多く、発言の順番が回らない可能性があるということだけ最初に了承してほしい。ほかの方が発言されているときに、次に発言したいところがあれば名札を立ててもらえれば事務局のほうで見るようにする。オンラインでは手を挙げていることが分かる。ぜひそのような形でお願いできればと思う。(MRA)
- ・ 私もつい見過ごしてしまう可能性もあるので、そのときは強く言ってほしい。(小川座長)
- ・ 皆さんと情報共有をしたい。特定既存単独処理浄化槽の判定をする上で、法令上の仕組みとして法制度上は 11 条検査を、指定検査機関の結果を使うことになっているのか。11 条検査はいわゆる環境上、公衆衛生上大きな影響のあるような浄化槽は、別途、特定既存単独処理浄化槽とは関係なく罰則につながっているような規定になっている。それと特定既存単独処理浄化槽はどう関わっているのか。先ほどから 11 条検査の結果を使えばいいという話をしているが、本当にそうなのか確認しておきたい。もう一つは、先ほども少し言ったが、法令は公衆衛生上や環境上重大な支障が生じるおそれがあるという非常にアバウトな基準になっていて、こんなものはお題目でどれだけ唱えてもしょうがないので、それを具体例にしようという話になっているはずである。指針は、結構具

体的な中身になっていると思うが取り組まれないのはどうしてなのだろうということ
で、最初に判定にハードルがあるのかと聞いた。ハードルになっていないが動かないの
であれば、どれだけ議論をしてもしょうがない。どういうハードルがあるのだろうか。
勧告はきっとあるが、助言、指導にそんなにハードルがあるのかということを確認した
かった。そうでないと、どこまで具体化しても動かないということになる。(酒谷委員)

・ まず 11 条検査とのリンクの件だが、事務局のほうで回答をお願いしたい。(小川座長)

➤ 参考資料 2 として、環境省から出されている「特定既存単独処理浄化槽に対する措
置に関する指針」という資料をつけている。この指針の中で、あくまで位置づけと
いうところだが、第 2 章の特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考
となる考え方がある。6 ページ目の「2.特定既存単独処理浄化槽を把握するための
根拠となる情報」として、「特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関に
よる 11 条検査の結果が最も重要である。」と書いてある。その中でも 7 ページ目
の頭に、「都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、
11 条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化
槽を把握すること。」と書いてあるが、あくまで参考となる考え方として示されて
いるものなので、必ずしもそれをしなければならないという示し方にはなってい
ない。(MRA)

・ 今の点で、浄化槽法 49 条第 1 項、第 2 項などで、第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項本
部の水質に関する検査の実施状況は、浄化槽台帳に記載するものとして上がっているの
で、これは本来必須だと私は理解している。(嶋田委員)

➤ 浄化槽台帳に搭載する、ないしは都道府県としてその実施状況を把握するというの
は義務として、嶋田先生が言ったとおり書かれている。他方で、特定既存単独処理
浄化槽の措置という判定を必ず 11 条検査の結果を使って全て行わなければならない
かということ、逆に言うとそういう指針にもなっていない。ただ、当然のことなが
ら法定検査結果、11 条検査の結果が一番重要だというような書き方になっている。
(MRA)

➤ 指針の中でも明確に 11 条検査との位置づけはされているが、それ以外でも判定は
できるという趣旨になっている。(小川座長)

・ 法律について、指針を作成したときには法律できちんとひもづけできていないというこ
と。もう一つは、行う主体があくまで行政なので、実際の現地の検査を任せるのは例え
ば医者や獣医師であるということで、指定検査機関という位置づけが大臣決定の中では
なされていないことも多々ある。これは各都道府県がどういうふうに判断するのかとい
うところの中で、既に連携が必要だということは書いてあるが、検査員という枠を見て
しまうと指定検査機関の人がそのままできるというイメージに取れないような印象が
あった。もし私の認識が間違っていれば意見がほしい。(古市委員)

・ 徳島県では、11 条検査は令和 4 年度だが 62.2%というふうになっている。特定既存単
独処理浄化槽においては確かにこれを指針にして行おうとしている。残りはどうするの
だということで、先ほど話した DX 化することによって 2 次元バーコードリーダーを技

術センターが作成して、それを徳島県に全て譲渡した。そのことによって徳島県の記章をつけてもらい、徳島県の DX の 2 次元バーコードリーダーとすることができた。11 条検査の 62.2%、残り約半分を誰がどう貼るのだという話をしたので、そこで業界の皆様をお願いをした。ただ、業界の皆様だけでは不足になるので、24 市町村の行政の皆様に広報活動をお願いしている最中である。そのことによって全ての面整備ができるので、それによって判断していく。これからその判断をどうするのか、ここにあるような“おそれあり”などを少し考えていけばいいと思う。指定検査機関だけでは少し難しいと我々も考えているので、県の記章をつけることによって県のマークになった。業界の皆様に県のマークをそのまま貼らせるのかということも課題になっている。そのためにキックオフイベントを 2 月 13 日に行ったので、代表者の皆様に協力してもらい、市町村の方に協力をしてもらって全ての面整備を行っているところである。(田村委員)

- ・ やはり行政とのリンクが重要だと思う。(小川座長)
- ・ 話を聞いてきて、鹿児島県、徳島県、福岡県は、特定既存単独処理浄化槽では先進的に行っている県である。この協議会で話をするのは他の県、例えば茨城県は申し訳ないが 1 基も指定していない。なぜかという、どうやってその情報を集めてくるか、何を基準にして指定したらいいのだというふうに他の県も含めて迷っている。そのぐらいのレベルから考えていかないと、いきなり高いところまで行ってしまったのでは皆ついてこないと思う。本当に全体視した意見の立場になってこの検討会を進めていかないと、結論が出たときにあまり高いレベルでは現実的に動かないのではないかと。例えば鹿児島県で漏水しているから指定するというが、全国に行ったときに恐らく漏水だけでは難しいのではないかと。BOD を少し追加して基準にしていると思うが、ただ漏水だけで指定するというのはなかなか全国的に難しいのが現実的な話ではないかと思う。少しレベルを下げていかないといけないのではないかと個人的には思った。(成田委員)
- もちろん全国的に実効性のあるものとして議論していかなければいけないということで、貴重な意見だと思う。その点も踏まえながら進めていきたい。ただ、実際 1 月に鹿児島に行く機会があったので、指定検査機関の方から特定既存単独処理浄化槽についていろいろと議論をさせてもらった時間があった。やはり指定検査機関と県が非常に密接にリンクされていて、指定検査機関が検査した結果をうまく行政が生かすという密の関係がある。その結果として、鹿児島県では特定既存単独処理浄化槽が 211 基が進んだ、他県では進まなかった最大の要因ではないかと思う。先ほど茨城県の例も挙げたと思うが、茨城県もそういう意味で指定検査機関と県との間の関連性を強化することによって、特定化もより進みやすくなるのかもしれない。私の個人的な意見だが、そういった点も議論の対象になると思う。(小川座長)
- ・ 先ほどの成田委員の発言に確認だけさせてほしい。漏水だけだと多くの都道府県では判定が難しいのではないかと考えた理由があれば教えてほしい。漏水していたら十分に法令上のいわゆる“おそれがある”に該当するのではないかと思った。(蛭江委員)
- きれいな水が流れている可能性もある。(成田委員)
- 処理水槽から出ているということか。それも消毒されていない。消毒槽から漏水し

ているというか本当のアウトレットのところが緩んでいて、そこから漏れている以外は何かしら最終処理水ではないものが出てしまっているというふうに捉えるのが自然だと思った。(蛭江委員)

➤ 結局は、この「生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態」というのが明確にならないということだと思う。(成田委員)

- ・ 私の見方は、逆に“おそれがない”もの以外は全部“おそれがある”という意味だと思う。先ほど酒谷委員が言っていたが、どこにハードルが本当はあるのか。今の話だとすると、何かいろいろな基準を明確化したり定量化したりしても、こうやってこうなったら必ずこうしろというふうに法律に書いていない限りはできないと、なかなか心理的なハードルがあるように見受けられた。空き家の話などと並べてみたときにおかしいのかどうかは分からないが、酒谷委員が言っていたように、そもそも法定検査を受けていないものは“おそれがある”と言われれば、そうなのだろうと。そうすると、判定すること自身はもっとハードルを下げていろいろなものを判定して、そこから助言はするし指導はするが勧告するところまで行くかどうかは浄化槽管理者とのやり取りであるというほうが、進めやすいかもしれないと思った。逆に言うと、もしかしたら判定しているのに動いていないということが、すごく自治体にとっては厳しい状態になってしまうのだとすると、判定したのに動いていないのはどういうことだとなってしまうことが問題かもしれない。その辺りは捉え方が整理されていると、どう動いたらいいかがということが分かりやすくなってくると思った。(蛭江委員)
- ・ 現場サイドに言わせると、特定既存単独処理浄化槽を指定することによっていろいろなリスクが管理者に生まれるので、判定することが一検査機関としてはなかなか難しいところがあるのかもしれない。(成田委員)
- ・ ただ一方で、単独を減らさなければいけないということがまず主目的にある。いいのだということではなくて、全体としてはまずは単独処理浄化槽をいかに減らすかということに対してのいろいろな措置の一環として、この特定化がある。そのところは共通の認識を持ってほしいというのは私の願いでもある。(小川座長)
- ・ 現場では「重大な支障が生じる『おそれ』」ではなくて、「重大な」というところに着目して解釈されてしまう可能性が高い。もしこれが、単に「公衆衛生上支障が生ずるおそれのある状態」であれば、恐らく執行しやすくなってくる。ただ、「重大な恐れ」となったときに、「重大」と言えるかどうかを考えてしまい、厳格な対応をしにくくなるのだと思う。(嶋田委員)
- ・ 重大なという言葉も、より定量化をしておく必要があるということか。(小川座長)
 - 現場では、「重大な」という言葉が入ってしまうと重く受け取る。(嶋田委員)
- ・ 恐らく「重大な」という言葉は、公衆衛生上の問題だと思う。(小川座長)
- ・ 少し話題がずれるかもしれない。特に 11 条検査の話がいろいろと出ているし、総務省の勧告の中でも法定検査を重視しろということで出ているが、よく分からないことがある。この 11 条検査なり 7 条検査の結果を見られる人は誰なのか。具体的にそれを見て活用することができる権限のある人は誰なのか。全浄協に登録する浄化槽について実地

調査などをするときに、実地調査だけでは情報が得にくい、全国にある法定検査の結果が利用できれば全体が分かる。ものすごくお金をかけて人手をかけて得ているビッグデータを、誰が使えて誰が見られないのかがよく分からない。あるレベルの公共性のあるところがそれを使えるようにしてもらえれば、世の中は非常に進みやすくなると思う。そういうことで、ずれるが伺いたかった。非常に重要な問題だと思う。(河村委員)

➤ 基本的に都道府県は必ず法定検査の結果自体は確認できるという状況にある。権限移譲ないしは保健所設置をしているところも見られるであろう。加えて浄化槽台帳整備や権限的に各基礎自治体である市町村等にその権限が付与されているようであれば、その市町村も見られるであろう。ただ、その権限移譲の状況は都道府県によって異なっている。そこまでの詳しい調査はしていないが、協議会等を組織してその中でどこまでの情報を共有するかといったことを協議会の中で決めていけば、その協議会の中の構成員に関しては法定検査結果に対してアプローチすることは可能になるだろうと思う。(MRA)

例えば先ほどの各自治体とリンクしている指定検査機関というのは分かるが、全浄協という組織が全国の情報を指定検査機関から、あるいは幾つかの指定検査機関からルール上情報を得ることができるのか。指定検査機関の全国団体は確かなかったと思うが、例えばその代わりとして何らかの機関あるいは組織がデータを集約して、そこが全国レベルの情報を提供できるのか。各都道府県とその市町村とそれにリンクする指定検査機関の関係は何となく分かるが、そうではない全国的な情報へのアクセスについてはどうすればいいのかという疑問である。(河村委員)

➤ 現時点では全国組織がないから難しい。(小川座長)

➤ 現状ではこうなっているとか、こうするということはすぐにはお答えできない。河村先生が仰っているのは、全国各地の法定検査結果をビッグデータなどで分析すれば、こういうものが特定既存に指定するべきものだという傾向や判断基準が見えてくるのではないかという趣旨か。(環境省)

➤ 全国に小型の登録浄化槽があるが、登録浄化槽に対しては実地調査としてフォローアップがある。それに対してお金がかかるし人手もかかるが、同じようなことを全国で指定検査機関が行っている。その全国のデータを集約すれば、いろいろな浄化槽の機種に対してどういう性能があるかということが一目瞭然で分かる。日本全国にある法定検査結果を集約できるような形で使えないかというのが主眼である。(河村委員)

➤ 特定既存単独処理浄化槽とは必ずしも限らないのか。(環境省)

➤ 全般である。(河村委員)

➤ 恐らく次の議論にも結びついてくると思う。(小川座長)

➤ 浄化槽のビッグデータの議論は、前回の法改正で浄化槽台帳を義務づけたときにもあった。浄化槽台帳の整備が行き着く先にはそういうデータ活用があり得るのではないかと思い描いていた。正直まだそこまで実態が追いついていないということで、浄化槽台帳のデータを精緻化すれば将来そういう活用というか制度上の整理をつ

ければあり得ると思うが、今はそれに見合うだけの中身が各地域の浄化槽台帳にはない。(環境省)

- 細かい議論は難しいと思うのでこの検討会では行わないが、一つの視点としてそういうものも使わないともったいない。総務省の話だと法定検査結果を使うように言っているので、使えるような形にする必要があると思う。(河村委員)
- 総務省の特定既存単独処理浄化槽の判定については、ある程度ミクロな論点で議論している。大きい方向性として台帳の整備の行き着く先に、ビッグデータの活用は議論としては十分あり得ると思う。(環境省)

・ 特に県行政の方にも聞きたい。先ほど酒谷委員も言っていたが、単独処理浄化槽の 11 条の受検率が例えば 10% のようなところの中で、そこだけ特定既存単独処理浄化槽だと指導することに対する公平感から指導しにくいところが、実体的なハードルになっているのではないか。それが気になっていることの一つである。二つ目は鹿児島県の話で先ほどあったが、指導するといったところで補修をするだけとか合併処理浄化槽に変えるなどいろいろな方法があって、その指導に対して措置の誘導のようなものはあるのか。先ほど小川座長が合併処理浄化槽に変えることが目的だという話をしたが、措置の誘導の中で合併処理浄化槽に変えるようにという話を誘導しているのか、指摘しているだけでこれは特定既存単独処理浄化槽勧告であり何かの措置を取ってほしいというレベルで収まっているのか。そこを事例として紹介してもらえるとありがたい。(山崎委員)

・ 実際に鹿児島県では措置の事例がある。出口委員、未受検者との公平性や合併転換への誘導が実際にされているのかどうか。その点を踏まえて回答をお願いしたい。(小川座長)

- 鹿児島県でも全部の単独処理浄化槽が受検しているのかは把握していないが、ほぼしていると思っている。判定の不公平感というところは、鹿児島県の場合は合併浄化槽への転換、そういった単独浄化槽の除却を考えている。指導に当たっては、まずは合併処理浄化槽への転換を進めているところである。ただ、やはり個人の負担などもあるので、今の状況の補修や先ほども言ったように使っていない浄化槽については停止してもらい、休止するなどの話をしている。住民の方から相談があってどうすればいいのかということに対しては、まずは合併処理浄化槽への転換である。しかし、それぞれの事情があるということであれば、今の環境に著しい影響を与えることに対する措置というような形で補修の話をしている。(出口委員)
- 一つ目の話で、単独処理浄化槽の法定検査率が低くてもその情報に対しては行っていく、そこは事実上のハードルにはなっていないということか。(山崎委員)
- 鹿児島県だからだと思う。他の自治体では厳しいかもしれない。(小川座長)
- 私の知っている県でも 10% なので、10% を対象に指導していいのかということは事実上のハードルになっているような気がした。その辺が問題なのかもしれないと思った。(山崎委員)
- 山崎委員が質問された、誘導的なところで一つ紹介する。今回ヒアリングしてきた中で、特定既存単独処理浄化槽の適用実績の話を聞いていて、ある県が特定既存単

独処理浄化槽の適用を考えていて、その管理者にあなたのところの浄化槽の管理状況が適切でないという話をした。その結果、自発的に除却か転換を行ってもらえたので、法律上の指導件数としては上がってこなかったが対応してもらえた案件があるという話もあった。やはり各都道府県にしっかりと適用する前提で考えてもらい、アクションを起こしてもらうことが、統計のデータ以上に重要なのかもしれないというふうに感じている。(環境省)

- ・ 台帳整備とは何だという話になるが、先ほどの答えとして行政との両輪で指定検査機関として徳島県では行っている。まずどう行おうべきなのかということで、我々は人事間交流を行った。徳島県の退職された方ではなく担当されている水環境課の課長、現役の課長と人事間交流をして、一方的に来てもらっていたものを今年度から徳島県環境技術センターからも県に出すようにした。先ほど環境省に出向させていた人間を今期も出すと言ったが、人の関係で出せずに本当に申し訳なく思っている。人数がそろい次第環境省に出したいと思っている。その中で台帳整備に関して、協議会も通じて浄化槽台帳整備をつくる前にまずは徳島県とシステムの共同運営の利用に関する協定を締結しなければいけないということで、元年からスタート、法改正をした。実際に令和2年から始めて、今3年が経った。その中で我々としては順番的に協議会をつくって、台帳を締結して、台帳をつくるためにDXをして、その次にやっと特定既存単独処理浄化槽というふうにつながっていく。その中の台帳を整備として現地調査を、台帳整備は何をするのだということで、台帳をつくることだけに皆47都道府県はなっている。台帳を運用することができていないことが非常に大きな問題になっている。台帳をつくただけでは実際に運用ができないので、その中で何をやるのかというと、現地調査や例えば法務局での調査、下水道台帳、水道の台帳の突合もしていこうと考えている。それは何かというと、浄化槽の廃止届をした下水道の接続や入居者変更も台帳整備の中に入れていく。あとは無届浄化槽、下水道地域の中、いわゆる生汲み取りというものもあって、そこも浄化槽台帳の中に入れていく。生汲み取りは浄化槽ではないので浄化槽台帳に入れるべきでないという人たちがいたが、汚水処理人口普及率を上げるためにはその転換をしていく必要があるから、全て浄化槽台帳に入れることで現在動いている。それが二日前に行ったDX、徳島県の記章を使ったもので行っている。それを一昨年の2月1日に協定をまくことによってできた。その中で出てきたDXに関して、DXとは何かというと、高度な浄化槽台帳システムになってくる。これに向けた取組をこの3月から実際にステッカーを貼っていこうと考えている。それがQRバーコードステッカーを使った浄化槽の管理システムの導入という形になっている。3月から各家庭の浄化槽へステッカーの貼り付けを開始する。先ほど話した20万基のうちの10万基を1年かけて貼っていこうと考えている。それを貼っている最中に不具合や不都合などいろいろあると思うので、そこを精査した中で令和6年度の秋頃に先ほど話した清掃業者に貼ってもらおうと考えている。技術センター、指定検査機関、清掃業者に貼ってもらって不都合や不適合がいろいろあると思うが、約1年後に次は保守点検業者へ順次拡大をして貼っていこうと考えている。このQRコードシステムをすることによって何ができるの

かという、浄化槽本体やそこを管理している管理士、ここを入れた浄化槽の設備士、清掃した清掃員、この検査員全てを ID 化してその中に入れていこうという計画を立てていて、実際に行っている。浄化槽台帳システムの活用によってできることは法令に定められた清掃、保守点検、特定既存単独処理浄化槽もできるし、単独浄化槽の所有も変えてくれという普及活動もできる。適正な施工も全てできる。浄化槽台帳整備に係る課題としては浄化槽に係る手続き、関係書類が提出されないケース、書類がとにかく多い。この書類をどうにかしてくれ、管理者変更や廃止届をどうにかしてくれというふうに言われているので、今現状でそれも電子化するようにしている。最新の情報を変更するために、ずっとこれは更新をし続けていかなければならない。それは技術センターではできない部分もあるので、民間の皆様をお願いをしていかなければならないというふうになっている。以上が簡単な浄化槽台帳システムの形に関する取組である。これに関しても行政の皆様、市町村の皆様、業者の皆様、全ての方たちと一緒に行わなければいけない。これを行うところが協議会である。令和元年に法改正したときに、一つ目に協議会をつくるというふうに出てきたが、そこができていない。成田委員が言ったように、我々はできたができていないところもたくさんある。指定検査機関と業界が一緒になっているところもあるが、別のところもある。47 都道府県で全く違うところがあるが実例をつくらなければいけないので、徳島県としてはまず実例をつくる。これも指定検査機関ではなくて、徳島県として動く。今現状で徳島県として動いているので、どうすればいいのかという話にもあったようにやはり行政とより近くに、国、県、市町村、法定指定検査機関、業界が一つになる必要がある。我々のほうでできることはしてみる中で、3 月までにステッカーを貼っていく。これから続いていくと思うので、できるだけ経過報告をしていく。台帳整備とは一体何か、どのようにすれば動いていくのかということぜひ皆様に話していきたい。(田村委員)

田村委員に伺いたい。活用にはデジタル化が必要だということで台帳整備を進めようとしているが、ここの報告にもあったように今でも紙ベースのところ結構ある。例えば協会が業者にその紙を売っていて、それをなりわいにして業界を維持しているというケースが幾らでもある。デジタル化することはいいいが、その経済条件は例えば徳島県であればどういうふうに行っているのか。県の予算で行っているのか。いずれにしてもお金のプラスマイナスは重要だと思う。(酒谷委員)

➤ 残念ながら、徳島県に関しては、指定検査機関のほうで行っている。紙ベースに関しては、今まで紙をたくさん刷っていた。私が会長をしている中で年間 1,500 万円の紙をコピーしていたところ、200 万円で iPad Pro を全員に配った。その中でペーパーが 200 万円で残り 1 千幾らというお金が余ったので、そのお金を別に使っている。酒谷先生が言ったように、我々の管理票も今でも紙を使っている。今後取引はあるが、それを全部 iPad 化もしくはタブレット化、アンドロイドにするのかどうか。メモリーに依存しない、壊れにくい、不具合が出にくいということで iPad 化しようかと考えている。今後近い将来どちらかに依存をしていく形である。(田村委員)

- 徳島県環境技術センターの予算で行っているということか。(酒谷委員)
- その通りである。予算で行っているので、ほかのところからはなぜ県や国からもらわないのだ、それに対する助成金はないのかといろいろなお叱りがあった。それを調べて運営をするためには非常に時間がかかって、前に向いて短時間で進んでいかないといけないので、全て自前で行っている。(田村委員)
- 会費は、業者が払うということか。(酒谷委員)
- その通りである。会費は会費で運営しているが、公益社団法人なので法人会計と別になっており、これは全て公益に関わるお金なので、会員のお金は使わずに公益社団法人のほうのお金で行っている。(田村委員)
- ・ 二つある。一つは酒谷委員が聞いていたものである。もう一つは、協議会を通じて情報を収集することはあると思うが、約2年前の行政調査を見ると全国で17団体の協議会があって、その中で県と市町村の割合は結構少なかった。特定既存単独処理浄化槽という題名で行っているところが1団体しかなかった。浄化槽台帳についても3分の1くらいしかなかったので、協議会だけでの情報収集は現場が参加できないということもあるし団体に所属していないところもあるので、結構難しいのではないかとというのが現実だと思う。情報収集する中で、今は都道府県知事が情報を入手することができるというような考え方になってはいるが、そこのところを違った形で、許可や登録などのいろいろな更新での要件として、例えば全浄連が窓口行っている浄化槽管理士の研修会受講が保守点検業更新の要件という仕掛けもある。そのような仕掛けも利用することによって、情報収集するためのツールができないものかと思った。一つの事例として情報共有させてほしい。(古市委員)
- ・ いつまでも紙ベースを認めているわけにはいけないので、ある程度は電子化という部分、デジタル化を促進していく必要があると思う。それが結局台帳整備にもつながってくる。昔はほとんど紙だったが、なかなか紙から電子化という取組に変えられない業者の方々もいるので非常に厳しい部分もある。それを少しでも進めていかなければいけないと思う。(小川座長)
- ・ 私の認識としては、ほとんどの全国の県が電子化したデータを持っているのではないと思う。その辺は現実的にどうか。紙しか持っていない都道府県はあるのか。(成田委員)
 - 間違いなく指定検査結果に関しては電子化されているケースは多いであろう。基本的に電子化率で見たときに100%が電子化されているわけではないという現状もある。加えて、特に保守点検の記録、清掃の履歴に関しては紙の利用率が非常に高い状況である。(MRA)
- ・ 法定検査を行っているところであれば、それだけ全部データを持っていると思う。過去40年くらいの設置届が出ている浄化槽が全部ある。ただ、そこに清掃と保守点検の記録をインプットできないという点が問題である。維持管理だけならできる。茨城の場合だと清掃から上がってくるものが少ないという問題がある。(成田委員)
- ・ やはり維持管理情報まで入れるとなると、まだまだ議論をしていかなければいけない。

より具体的な部分は次回以降に議論したいと思う。ひとまず今日は第1回目ということでこの辺にさせてもらう。まだ至らないところや追加したい意見など、各自持っている方もいると思う。その場合は事務局にメールで伝えてもらえれば、事務局のほうで取りまとめて環境省あるいは私を含めて打合せをして、次回の検討会に謀りたいと思う。第1回目の検討会は以上をもって終了とする。(小川座長)

(4) その他

- ・ 様々な議論に感謝している。本日の主題としては、課題を洗い出して次回以降の議論の道筋をつけることと考えている。事務局のほうで本日の議事要旨を作ることと併せて、今後の議論の方向性を明確に伝えられるように進めていければと思う。第2回については3月13日で、既に予定を送らせてもらっている。年度末で忙しいところではあるが時間をもらえると幸いである。最後に環境省より挨拶をお願いしたい。(MRA)

< 閉会 >

- ・ 環境省 沼田室長より閉会の挨拶を行った。
 - 非常に濃密な議論をしていただき、改めて感謝している。指針の見直し一つを取ってもやはり多くの議論があり、なかなかまとめていくことは簡単ではないと改めて思った。現状の取組が不十分であってもそれを進めていく必要があり、現場の皆様にしっかりと動いてもらえるようなものをつくり上げていく必要がある。その認識は同じ方向を向いていると思っているので、引き続き議論を深めてしっかりとアウトプットを出すべく議論をしたいと思う。今回議論していく中で、実際の体制の話など、かなり骨太な指摘をいただいた。この検討会の目的としては、総務省からもらった勧告に対してどういったアウトプットを返していくか。これは言ってみればミニマムの議論の範囲ではあるが、それに限らず様々な観点から議論してもらおうと思っている。最初に検討会として取りまとめていく中でどこまでを射程にするかは、我々事務局の方でも最後は相談させていただこうと思っているが、議論については特にキャップをはめずに、引き続き骨太な議論をしてもらいたい。これから半年強の期間になるが、今後ともよろしくをお願いしたい。

以上